

令和7年度長野県産業水素利活用推進事業委託業務  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年4月14日

産業労働部 産業政策課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度長野県産業水素利活用推進事業委託業務

(2) 業務の目的

本業務では、県内産業の持続的な発展に向け、「産業の脱炭素化」、「エネルギー自立」、「新たな経済成長」といった観点から、水素等のクリーンエネルギーの利活用を産学官により進めていくことを目的とする。

(3) 業務内容

ア 「長野県産業水素利活用共創ネットワーク（仮称）（以下「ネットワーク」という。）」の運営

(ア) ネットワークへの企業等の勧誘

(イ) 県内産業の「水素リテラシー」向上に向けた取組の企画及び実施

(ウ) 企業・研究機関等の「共創」を生むイベントの企画及び開催

(エ) 「長野県水素利活用推進プロジェクトチーム」による企画調整に対する支援

(オ) 運営事務の補助

イ その他本業務の推進に資する取組

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の業務内容は現時点の予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

別添仕様書（案）の内容を踏まえ、以下を提案してください。

ア 「1（2）業務の目的」の達成に向けた中長期的な戦略

イ 各業務での最大の効果を得るためのアプローチ（取組）

ウ 各業務での数値目標と測定方法

エ 業務の実施体制及びスケジュール

オ 類似業務の履行実績及び成果

カ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県を含む日本国内、海外

(7) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(8) 費用の上限額

12,733,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 3 年間に同種又は類似の業務契約を誠実に履行した実績を有すること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
実施要領様式第 3 号による。
- (2) 資格要件具備説明書類総括書  
様式第 3 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要） 長野県産業労働部産業政策課 企画担当 電 話 026-235-7205（直通） ファックス 026-235-7496 メー ル san-kikaku@pref.nagano.lg.jp
---

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時まで

（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。）

【(注) 長野県の休日を定める条例（令和 2 年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をい

う。以下同じ。】

イ 提出先 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

#### （6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### （7）非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（2）ア）の3日前までに、書面により産業労働部産業政策課長から通知します。

イ 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業労働部産業政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア） 受付場所 3（4）に同じ。

（イ） 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

#### （8）その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

### 4 説明会

（1）開催日時 令和7年4月25日（金）午前10時00分から（1時間程度）

（2）開催方法 Web会議システム（Microsoft Teams）による

（3）留意事項 説明会の参加用URL等については上記3「参加申込書」に記載いただいたメールアドレス宛に個別にお知らせします。

### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（4）に同じ。

（2）受付期間 公告実施日から令和7年5月7日（水）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

（3）受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

（4）回答方法 産業政策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年5月9日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

### 6 企画提案書の作成・提出

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式第 8 号）及び企画書（様式第 8 号の付表）

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。

なお、企画書は原則としてすべて A 4 サイズとしてください。

イ 経費の見積書（任意の様式）

本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は 1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

（2）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 14 日（水）正午まで

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。）

イ 提出先 3（4）に同じ。

ウ 提出部数 6 部（正本 1 部、コピー 5 部）

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の内容		
-1	業務の目的の達成に向けた中長期的な戦略 本業務の趣旨や背景、課題等に対する理解度が高く、着眼点、分析力、提案力が優れた戦略となっているか	10
-2	【ネットワークへの企業等の勧誘】 ・勧誘先30者以上の企業や業種等の候補がリストアップされ、その選定理由が妥当なものとなっているか。 ・県内での水素利活用の拡大に向けて重要な役割を担う企業・機関の参画を効果的に促すことができる企画提案となっているか。	15
-3	【県内産業の「水素リテラシー」向上に向けた取組の企画及び実施】 ・県内産業の水素に対する理解を効果的に促すことができる企画提案となっているか。 ・ターゲット企業等の選定は適切か。	15
-4	各業務での最大の効果を得るためのアプローチ（取組）、各業務での数値目標と測定方法 【企業・研究機関等の「共創」を生むイベントの企画及び開催】 ・企業や研究機関が連携した県内での新たな研究開発や事業の創出といった「共創」が効果的に生まれるような企画提案となっているか。 ・山梨県等の先進的な取組がなされている地域との広域的な連携がなされるイベント内容となっているか。	15
-5	【「長野県水素利活用推進プロジェクトチーム」による企画調整に対する支援】 ・プロジェクト1・2に対して、具体的な支援の想定が提示されているか。また、プロジェクト3・4に対して、想定されるモデル例や進め方など、具体的な企画提案がなされているか。 ・プロジェクト全般の推進に向けて、適切な助言がなされる体制となっているか。	15
-6	【運営事務の補助】 ・会議開催や企業訪問等の準備（日程調整、会場の設営補助）、議事録作成が十分に行える企画提案となっているか。	10
-7	独自提案 ・独自提案は業務の目的の達成に向けて効果的な内容となっているか	10
2 業務の実施体制及びスケジュール／類似業務の履行実績及び成果	・業務の確実な実施が期待できる担当者等の配置や、スケジュールが適切な企画提案となっているか ・履行した類似業務について、履行した内容や成果が本業務の成果が期待できるものであるか	5
3 経済性	・コストパフォーマンスは優れているか	5
合計		100

#### (5) 企画提案の選定の方法

- ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。  
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- イ 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）  
令和7年5月16日（金）午前10時00分から 県庁（予定）  
（※時間及び場所は各参加者に個別に連絡）

#### (6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業政策課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業政策課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

#### (7) 非選定理由に関する事項

- ア (6)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業政策課に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
  - (ア) 受付場所 3(4)に同じ。
  - (イ) 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

#### (8) その他の留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

### 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

### 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により産業政策課長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)  
長野県産業労働部産業政策課 企画担当  
電 話 026-235-7205 (直通)  
ファックス 026-235-7496  
メー ル san-kikaku@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。